十五　夜間歩行者衝突被害軽減制動制御装置性能	夜間の照度を模擬し、かつ、乾燥した路面において、試験自動車の前面を十キロメートル毎時から六十キロメートル毎時までの五キロメートル毎時ごとの制動初速度で、横断中の歩行者ターゲットに衝突させる試験	試験自動車の衝突時の速度
十六　ペダル踏み間違い時加速抑制装置性能	試験自動車の前面又は後面に車両ターゲットを配置し、当該自動車のアクセルペダルを踏み込んで当該自動車の前面又は後面の全部を当該車両ターゲットの後面に垂直に正面衝突させる試験	試験自動車の衝突時の速度とペダル踏み間違い時加速抑制装置の非作動時の当時速度の比
十七～十九　（略）		
二十　高機能前照灯性能	前照灯の、夜間の走行状態に応じて自動的に照射光線の光度及びその方向の空間的な分布を調整する機能を確認する試験	前照灯の、夜間の走行状態に応じて自動的に照射光線の光度及びその方向の空間的な分布を調整する機能及びその機能の作動する速度
二十一　予防安全性能	第十三号から前号までの試験	車両衝突被害軽減制動制御装置性能試験、歩行者衝突被害軽減制動制御装置性能試験、夜間歩行者衝突被害軽減制動制御装置性能試験、ペダル踏み間違い時加速抑制装置性能試験、車線逸脱警報装置性能試験、車線逸脱抑制装置性能試験、後方視界情報提供装置性能試験及び高機能前照灯性能試験における測定結果に基づき総合的な予防安全性能を示す三段階の指標

2　国土交通大臣は、前項の表の各号の中欄に掲げる試験方法により試験を行うに当たっては、試験自動車を、市場における普及率が低いものを除く全ての安全装置が装備された状態で使用するものとする。

（新設）		
（新設）		
十六～十八　（略）		
（新設）		
十九　予防安全性能	第十四号から第十八号までの試験	車両衝突被害軽減制動制御装置性能試験、歩行者衝突被害軽減制動制御装置性能試験、車線逸脱警報装置性能試験、車線逸脱抑制装置性能試験及び後方視界情報提供装置性能試験における測定結果に基づき総合的な予防安全性能を示す二段階の指標

2　国土交通大臣は、前項の表の各号の中欄に掲げる試験を行うに当たっては、試験自動車を、市場における普及率が低いものを除くすべての安全装置が装備された状態で使用するものとする。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。